

入 札 説 明 書

筑紫野市が発注する筑紫野市公共施設電力供給に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和2年4月9日
- 2 発注者 筑紫野市長 藤田 陽三
- 3 担当課 〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号
筑紫野市総務部財政課契約担当
TEL 092-923-1111 (内233)

4 工事内容等

- (1) 件名 筑紫野市公共施設電力供給
- (2) 需要場所 筑紫野市内 (37 施設)
- (3) 業務概要 電力供給
契約電力・予定使用電力量
ア 契約電力 3,582 kW (37 施設合計)
イ 予定使用電力量 6,695,300 kWh (37 施設合計)
※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需用電力計により計測される需用電力が原則としてこれを超えないものとする。
- (4) 契約予定期間 契約締結の翌日から令和3年8月31日(火)まで
- (5) 電力使用期間 令和2年9月1日(火)から令和3年8月31日(火)まで

5 入札参加資格

- (1) 個別要件
ア 令和2年4月9日(木曜日)現在において、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者
イ 平成30年度において、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、適合証明書の合計点が70点以上であること。
- (2) 一般的要件
令和2年4月9日(木曜日)現在において、次の条件のいずれにも該当しない者とする。
なお、落札決定時点においても同様とする。
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
イ 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成24年筑紫野市規則第38号)に基づく指名停止等の措置期間中である者。
ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)等、経営状態が著しく不健全である者
エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人そ

の他の使用人又は入札代理人として使用する者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団）及び暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）が役員となっている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

カ 営業に関し許可、認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者

6 入札申込書、仕様書等の配布

(1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札の情報」からのダウンロードによる配布とする。

(2) 期間 令和2年4月 9日（木曜日）午後1時00分から
令和2年5月 7日（木曜日）午後5時00分まで

(3) ダウンロード先のホームページアドレス

https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/zaisei/keiyaku/ippankyousou_info.html

7 仕様書等に関する質問

(1) 提出方法 6によりダウンロードした様式「質疑書」により作成し、令和2年4月22日（水曜日）までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とする。

なお、質問がない場合は、その旨について提出の必要はない。

(2) 送付先 筑紫野市役所総務部財政課契約担当
電子メール：keiyaku@city.chikushino.fukuoka.jp
財政課FAX番号：092-923-1208

(3) 回答 令和2年4月27日（月曜日）午後1時から本市公式ホームページにて閲覧に供する。

(4) 仕様書等の変更等 仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、令和2年4月27日（月曜日）午後1時から本市公式ホームページ（7(3)）に掲載する。

8 入札手続等

(1) 入札に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加申込書（6によりダウンロードした様式）

イ 「入札書（様式第5号）」（6によりダウンロードした様式）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 「入札額内訳書」（6によりダウンロードした仕様書（別紙2））

入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した入札額内訳書を提出すること。（ホッチキス等による紙綴は不要）

エ 料金単価表〔任意様式〕

契約種別ごとの基本料金及び電力量料金がわかる料金単価表を提出すること。任意様式とする。

オ 小売電気事業者であることを証する書類（通知書の写し等）
電気事業法第2条の2の規定に基づき登録されたことが確認できる通知書の写し等を提出すること。

カ 適合証明書（6によりダウンロードした様式）及びその根拠を示す書類
電気事業者の二酸化炭素排出係数等について仕様書（別紙4）の要件を満たすもの。

キ 委任状（必要な場合のみ）（6によりダウンロードした様式）
常時契約先を支店等にする場合のみ提出すること。

ク 商業登記簿謄本（法人）、又は身分証明書（個人）（公告日から遡って3か月以内に発行のもの。写し可）
申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（本籍地の市町村発行）を提出すること。

ケ 市税の滞納がないことの証明書（公告日から遡って3か月以内に発行のもの。写し可）
市税については本市に滞納がないことを証するもの。

コ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（公告日から遡って3か月以内に発行のもの。写し可）
所轄税務署発行の納税証明書その3（その3の2、その3の3も可）を提出すること。

サ 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（6によりダウンロードした様式）
この書類は、申込書と同じく本店（本社）の代表者名で提出すること。役員名簿については商業登記簿謄本に記載されている、全ての役員を記入すること。（監査役を除く。）

シ 入札保証にかかる書類
11で定める書類を提出すること。

(2) 提出期限 令和2年5月7日（木曜日）まで

(3) 提出方法

① 封筒を内封筒と外封筒及び返信用封筒の3種類を準備すること。（外封筒はA4サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。）

② 内封筒には上記(1)イの入札書、(1)ウの入札額内訳書及び(1)エの料金単価表を封入後に必ずのり付けし、おもて面に件名、社名を記入すること。（縦書き、横書き不問）

なお、入札書、入札額内訳書及び料金単価表は折り曲げて構わない。

③ 返信用封筒は、競争入札参加資格の確認結果を通知するためのものである。定形封筒に返信先（部署・担当者まで）を記入し84円切手を貼り付けること。

④ 外封筒には②、③以外の書類と入札書、入札額内訳書及び料金単価表の入った内封筒（上記②）及び返信用封筒（上記③）を入れる。

⑤ 6によりダウンロードした「封筒貼付用宛名用紙」を外封筒おもて面に貼付し、一般書留又は簡易書留で日本郵便株式会社筑紫野郵便局に提出期限までに到着するように送付する。

9 競争入札参加資格の確認等

競争入札参加資格の有無の確認は、8の提出書類を競争入札参加資格審査委員会において審査を行い、その結果を令和2年5月12日（火曜日）までに書面（競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 当該競争入札の参加資格がないと認められた者は、市長に対して、当該競争入札の参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：令和2年5月21日(木曜日)午後5時まで
 - イ 提出場所：筑紫野市総務部財政課契約担当
 - ウ 提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、令和2年5月27日(水曜日)までに説明を求めた者に書面により回答する。

11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保を納付しなければならない。ただし、(2)に該当する場合は、入札保証金を免除する。入札保証金を現金で納付する場合は筑紫野市総務部財政課契約担当に事前に連絡するものとする。なお、入札保証金又はこれに代わる担保は、開札終了後又は開札を中止したときに入札者の請求をうけて還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第9条第2項の各号に掲げるものの書類を提出したとき。

(2) 入札保証金の納付を免除する場合

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去2年の間に本市以外の地方公共団体又は国(公社、公団を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が契約を締結しないおそれがないと認められるときに限る。)

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は(1)に掲げる契約保証金の納付に代わる担保を納付しなければならない。ただし、(2)に該当する場合は、これを免除する。

(1) 契約保証金の納付に代わる担保

ア 筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第34条第2項の各号に掲げるものの書類を提出したとき。

(2) 契約保証金の納付を免除する場合

ア 保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去2年の間に本市以外の地方公共団体又は国(公社、公団を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が契約を締結しないおそれがないと認められるときに限る。)。なお、契約保証金又はこれに代わる担保は、業務完了の検査検収の終了後、落札者の請求をうけて還付する。

13 入札の辞退

入札に参加を希望し、関係書類の提出期限（8(2)）後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札を開始する時刻の前までに6によりダウンロードした様式「入札辞退届」を筑紫野市総務部財政課契約担当に提出すること。

14 開札

- (1) 開札日時 令和2年5月28日（木曜日）午後2時30分
- (2) 場 所 筑紫野市役所4階会議室404（入札室）
- (3) 開札には、9の競争入札参加資格があると認めた者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (4) 開札には、9の競争入札参加資格確認通知書と立会人本人の印鑑を持参すること。
- (5) 代理人が出席する場合は、6によりダウンロードした様式「委任状」を提出すること。

15 落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき金額の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

16 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

17 支払条件

前金払 無

部分払 無

18 最低制限価格 無

19 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者が1者のみでも入札は成立するものとする。
- (3) 入札参加者は、別冊の筑紫野市入札心得書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 提出書類の作成費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 提出書類の差替え、再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。